

# 青空農園利用規則

## 第1条 (用語の定義)

本規則にある用語は次の通りとする。

- (1) 「青空農園」とは、とらつくふあーむ合同会社（以下、「当社」）が管理運営する行政認可を受けた区画貸し農園のことで、会員が耕作する区画および通路、農園施設などを含めた一団の土地を指す。
- (2) 「区画」とは、会員が耕作するために区割りされた一定の場所を指す。
- (3) 「じゃがいもくん倶楽部」とは、会員相互の健全な親睦を図ることを目的として組織される青空農園利用者による親睦会のこと。

## 第2条 (名称)

本農園は「青空農園」と称し、利用契約を締結した会員は、同時に利用者親睦会「じゃがいもくん倶楽部」の会員となる。（以下、青空農園利用者およびじゃがいもくん倶楽部会員を「会員」と称する）

## 第3条 (目的)

青空農園は、野菜作りを希望する会員に区画を提供し、農業技術の習得ならびに収穫の喜びを体験し、あわせて会員相互の健全な親睦を図ることを目的とします。

## 第4条 (管理運営)

「青空農園」および「じゃがいもくん倶楽部」の事務所は当社におき、第3条の目的達成のために当社が管理運営にあたります。

## 第5条 (会員)

会員は原則、個人とする。ただし、「会員の家族」に関しては「準会員」として扱い、農園利用やイベント参加を妨げないものとする（家族とは同一世帯人を指すものとする）。また、法人厚生会等の団体契約も可とするが、あらかじめ管理運営会社である当社の承認を要し、厚生会等所属する団体の名簿提出を義務とする（名簿に無い利用は不可とする）。

## 第6条 (区画の利用)

会員は当社が管理する農園内の指定された区画を利用することができるものとする。ただし会員は区画の利用に伴う借地権、地上権、耕作権その他一切の権利を有しない。また、農園および区画内に工作物等を設置することを禁ずる。

## 第7条 (利用期間)

青空農園では利用期間を1年間とする（当社指定日から起算して1年間）。ただし、更新手続された会員は引き続き当該農園の同一区画を利用することができるものとする。また以下の場合、利用期間中でも会員は区画を利用できなくなりますので予めご了承ください。

- (1) 当社と土地所有者との契約期間が満了し、更新されなかった場合。（予告告知6か月）
- (2) 当社が土地所有者との契約に違約し、解約となった場合。
- (3) 土地所有者の健康ならびに財産等に重大な問題が発生し、土地所有者から解約の申し出があった場合。  
(予告告知6か月)

## 第8条 (費用)

会員は別紙「利用申込書」に記載された利用料を現金で支払うか、指定された銀行口座に振り込み支払うものとし、利用料にかかる消費税および振込手数料（消費税を含む）は会員が負担するものとします。利用料は1年分を一括してお支払いただきます。また、一旦納入された利用料は理由の如何によらず返還いたしません。ただし、当社の都合および土地所有者の都合により、利用期間中に区画の利用が出来なくなった場合は、残りの期間に対応する利用料を返

還いたします。利用料金等の諸費用は経営環境等の変動により、改定することがあります。改定する場合は、告知6か月後からの有効とします。

#### 第9条 (入会)

本農園の利用を希望するものは、本利用規則の各条項および当社からの諸注意事項を遵守することを条件に、所定の用紙により利用申込を行い、当社および開設者（土地所有者）の承認を得るとともに、必要な費用を納入することで利用資格を得るものとする。

#### 第10条 (利用資格の譲渡および転貸の禁止)

会員は利用資格を他人に譲渡することはできません。また、会員が利用している区画を第三者に耕作させることはできません。

#### 第11条 (除名・資格の喪失)

次にあげる各号の一つに該当する場合、会員から除名します。

- (1) 農園の品位、名誉、信用を著しく失墜させ、秩序を乱したと判断される時。
- (2) 会員が利用している区画が適正に管理されず、周囲に迷惑が及ぶと判断される時。
- (3) 本規則および当社からの諸注意に違反し、その後も改善が見られない時。
- (4) その他、当社が除名を至当とする行為、理由があったとき。

また、次の場合、会員は農園の利用資格を喪失します。

- (1) 除名となったとき。
- (2) 会員が退会・死亡したとき。
- (3) 利用期間が満了したとき。

#### 第12条 (更新)

利用期間が満了する会員は、期間満了日の30日前までに更新利用申込書を提出し、期間満了日の10日前までに必要な費用を納入することで引き続き利用資格を得るものとする。

#### 第13条 (自己責任)

農園利用は自己責任を原則とし、盗難・傷害・その他事故が起きた場合、当社は一切の責を負わないものとする。

#### 第14条 (農園利用上の注意)

当社は農園の管理運営上必要と認められる事項については、別途「農園利用上の注意」を定めることができ、会員はこれを遵守しなければならない。

#### 第15条 (規則の改定)

当社が必要と認めた場合、「農園利用規則」、「農園利用上の注意」を改定することができる。この場合、改定した「農園利用規則」および「農園利用上の注意」は会員すべてにおよぶものとする。

#### 第16条 (発効)

本規則は平成28年8月1日より発効する。